

2014 年 7 月 25 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 340 号 ）

上海市商務委員会等、 地域本部認定で補充規定を公布 「本部型機構」に査証取得等で便宜

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市商務委員会等の上海市政府 4 部門は 2014 年 7 月 14 日、連名で『「多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定の実施意見に関する補充規定」の印刷・配布に関する書簡』（滬商外資[2014]348 号、以下『補充規定』という）を公布しました。上海市が認定する「多国籍企業地域本部」の基準に達していないものの、実質的に地域本部の役割を果たしている外商投資企業を「本部型機構」として認定し、出入国管理や就業上の便宜を提供すると規定しています。

□ 上海市は独自に地域本部を認定

多国籍企業地域本部とは、特定の国・地域内に設立された多国籍企業のグループ企業を統括管理する機能を持つ企業を指し、商務部は一定の条件を満たす投資性会社を地域本部と認定しています¹。

上海市は、地域本部を誘致するために別途、地域本部の認定基準を設け、認定企業に補助金・奨励金を支給、出入国管理・就業・通関上の便宜措置を提供しています²。『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』（滬府発[2011]98 号、以下『規定』という）が定める上海市の地域本部認定条件は、投資性会社あるいは一定の条件を満たす管理性会社（条件は右囲み参照）です。なお、上海

管理性会社に対する上海市の地域本部認定条件

- ✓ 親会社の資産総額が 4 億米ドル以上であること
- ✓ 親会社の中国国内における投資の累計払込済登録資本総額が 1000 万米ドル以上、かつ親会社が管理を授權している中国国内外の企業が 3 社以上であること、または親会社が管理を授權している中国国内外の企業が 6 社以上であること（条件を基本的に満たし、所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合、事情に基づき考慮する）
- ✓ 管理性会社の登録資本金が 200 万米ドル以上であること

（『規定』第 5 条）

¹ 『外商投資による投資性会社開設に関する規定』（商務部令 2004 年第 22 号）第 22 条

² 『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」についての実施意見』（滬府弁発[2012]51 号）。優遇措置の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 237 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/express/pdf/R419-0241-XF-0102.pdf>

市における多国籍企業地域本部は 2014 年 6 月末現在で 470 社に上っています。

『補充規定』は、この上海市の地域本部認定基準に達していないものの、実質的に地域本部の役割を果たしている外商投資企業を多国籍企業の「本部型機構」として認定。本部型機構とその関連企業に対し、査証や就業証、居住証の取得等で便宜を提供すると規定しています。本部型機構の認定を受けるには、上海市商務委員会に申請書類を提出する必要があります（第 2 条）

【図表】「本部型機構」の認定条件

本部型機構 の定義	多国籍企業本部の基準に達していないが、実際に多国籍企業の 1 カ国以上の地域内の管理・意思決定、資金管理、購買、販売、物流、決済、研究開発、研修等の支持サービスにおける多項目の機能を引き受けている外商投資企業（分支機構を含む）
本部型機構 の認定条件	✓ 多国籍企業の資産総額が 2 億米ドル以上で、中国国内で 3 社以上の外商投資企業を設立し、そのうち少なくとも 1 社を上海で登記していること ✓ 多国籍企業の地域業務総責任者と相応の機能に責任を負う高級管理人員が上海に長期滞在して勤務していること ✓ 本部型機構の経営場所の面積が 500 平方メートル以上で、本部運営管理の機能を履行する従業員が 50 名以上であること

（『補充規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

本部型機構に対する便宜措置は、①出入国管理（査証取得等）、②外国人就業証の取得、③国内優秀人材の採用（上海市居住証の取得等）、に分かれています。例えば、本部型機構の法定代表者・総経理・副総経理・財務総監は、有効期限 5 年の外国人居留許可を申請することができます（第 3 条第 (1) 項）。

*

『補充規定』は、2017 年 6 月 30 日までの時限規定として、すでに施行されています。その詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 7 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

上海市商務委員会、上海市人的資源社会保障局、
上海市公安局出入国管理局、上海出入国検査検疫局

滬商外資[2014]348 号

『多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定の実施意見に関する補充規定』
の印刷・配布に関する書簡

各区・県人民政府：

対外開放をさらに拡大し、本部経済の発展環境を完備化し、多国籍企業による本市での本部型機構の設立を奨励するため、『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』（滬府発[2011]98 号）および『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」についての実施意見』（滬府弁発[2012]51 号）の主旨に基づき、われわれは『多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定の実施意見に関する補充規定』を制定した。ここに印刷・配布する。遵守執行されたい。

上海市商務委員会
上海市人的資源社会保障局
上海市公安局出入国管理局
上海出入国検査検疫局

多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定の実施意見に関する補充規定

本部経済の発展環境をさらに完備化し、多国籍企業による本市での本部型機構の設立を奨励し、実体業務を集積し、機能を拡張するため、ここに 2012 年 7 月 28 日に上海市人民政府弁公庁が発布した『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」についての実施意見』（滬府弁発[2012]51 号、以下『実施意見』という）について以下のように補充規定を行う。

一、 多国籍企業の本部型機構

本補充規定が指す多国籍企業の本部型機構（以下「本部型機構」という）とは、多国籍企業本部の基準に達していないが、実際に多国籍企業の 1 カ国以上の区域内の管理・意思決定、資金管理、購買、販売、物流、決済、研究開発、研修等の支持サービスにおける多項目の職能を引き受け、かつ同時に以下の条件を満たす外商独資企業（分支機構を含む）を指す。

1. 多国籍企業の資産総額が 2 億米ドルを下回らず、合わせて中国国内ですでに投資して 3 社を下回らない外商投資企業を設立し、そのうち少なくとも 1 社を上海で登録していること、
2. 多国籍企業の区域業務総責任者および相応の職能に責任を負う高級管理人員が上海

に長期滞在して勤務していること、

3. 本部型機構の経営場所の面積が 500 平方メートル以上に達し、かつ本部運営管理の職能を履行する従業員が 50 名以上に達していること。

二、本部型機構の認定と管理

(一) 管理部門

市商務委員会が本部型機構の認定業務に責任を負い、合わせて関連部門と協調して本部型機構に対する管理およびサービスを展開する。

(二) 申告資料

本部型機構認定の申請は、市商務委員会に以下の資料を提出しなければならない。

1. 会社の法定代表者が署名した申請書。
2. 親会社の法定代表者が署名した本部型機構の基本的職能の授権文書。
3. 会社の批准証書、営業許可証および出資金払込検査報告（すべてコピーとする）。本部型機構が分支機構である場合、上海市分公司の営業許可証（コピー）も提供しなければならない。
4. 親会社の直近 1 年の会計監査報告。
5. 親会社が中国国内に投資した企業の批准証書および営業許可証（すべてコピーとする）。
6. 親会社の法定代表者が署名した区域業務総責任者および運営を主管する高級管理者の任命書、経歴ならびに相応の身分証明および就業証明文書（身分証明はコピーとする）。
7. 会社の経営場所の取得証明で、自社不動産の場合は不動産権利証明書（コピー）を提供しなければならない。賃貸方式で取得した場合、賃貸契約および貸出側の不動産権利証明書（コピー）を提出しなければならない。
8. 会社で運営管理の職能に従事する従業員の名簿。
9. 法律、法規および規則が提出を要求するその他の資料。

前項規定にコピー提供と明記していない場合、文書の正本を提供しなければならない。

(三) 審査

市商務委員会は、審査に通過した会社を「多国籍企業本部型機構名簿」に組み入れ、合わせて定期的に市人的資源社会保障局、市公安局出入国管理局、上海出入国検査検疫局にフィードバックする。

市商務委員会は、本部型機構に対する再審査の実施に責任を負う。再審査弁法は、別途制

定する。

三、 奨励政策

(一) 出入国

1. 一時入国

当市に設立している本部型機構の複数回臨時入国する必要がある外国籍従業員は、入国有効期限が1年を超えず、滞在期間が180日を超えないマルチ査証を申請することができる。

2. 長期居留

(1) 本部型機構の法定代表者（責任者）、総経理、副総経理、財務総監は、有効期限5年の外国人居留許可手続を行うことができる。部門経理は、有効期限4年の外国人居留許可手続を行うことができる。一般外国人従業員は、有効期限3年の外国人居留許可手続を行うことができる。

本部型機構に属する登録資本金が300万米ドルに達する企業の法定代表者、総経理、副総経理、財務総監は、有効期限5年の外国人居留許可手続を行うことができる。部門経理は、有効期限3年の外国人居留許可手続を行うことができる。

(2) 上述の外国人人員の外国人配偶者、父母および18歳未満の子女は、上述の人員と同様の期限の外国人居留許可を申請することができる。

3. 永住居留

本部型機構の法定代表者等の高級管理人員は、『外国人在中国永久居留審査・批准管理弁法』に基づき、優先的に推薦して『外国人永久居留証』手続を行うことができる。

4. 海外人材居住証

本部型機構に招聘・雇用され、本科およびそれ以上の学歴（学位）もしくは特殊な才能を有する場合、上海で勤務する外国籍を取得した留学人員、中国の旅券を所持し、国外の永久（長期）居留権を擁し、かつ中国戸籍のない留学人員およびその他の専門人材、香港・マカオ特別行政区の専門人材、台湾地区の専門人材、外国専門家およびその他の外国の高レベル専門人材ならびにその配偶者および18歳未満もしくは高等学校在学中の子女等の同行人員は、優先的に『上海市海外人材居住証』手続を申請することができる。

5. 緊急状況下での上海訪問

本部型機構に対し、直接、ポートビザの商務届出単位資格を与えることができる。それが招待した臨時に上海訪問する外国籍人員が、緊急の事由により適時にわが国の駐外国大使館・領事館で査証手続を行わなかった場合、規定に基づき市公安局出入国管理局の出入国地点査証部門にポートビザを申請することができる。

6. 健康証明手続

出入国検査検疫部門は、本部型機構の法定代表者および本部の職能と関連する高級管理人員が行う健康証明手続のために優先ルートを提供する。

7. 香港、マカオ訪問

本部型機構の中国籍従業員がビジネスの需要により香港、マカオに赴く場合、企業による香港・マカオ商務届出を経て、『香港・マカオ往来通行証』および複数回の出入国が有効な商務付記手続を申請することができる。

8. 台湾訪問

本部型機構の中国籍従業員がビジネスの需要により台湾に赴く場合、国務院台湾事務弁公室が署名発行した「台湾訪問承認書」もしくは市政府台湾事務弁公室が署名発行した「プロジェクト承認回答」を提供して有効な台湾訪問旅行証を提供した場合、規定に基づき『大陸居民台湾往来通行証』および関連付記手続を行い、合わせて優先ルートサービスを楽しむことができる。

9. 出国

本部型機構の中国籍従業員がビジネスの需要により出国する場合、規定に基づき当市で旅券手続を行い、合わせて優先ルートサービスを楽しむことができる。

(二) 外国人従業員の就業許可

本部型機構の外国籍従業員が当市で就業する場合、関連規定に基づき市人的資源社会保障局に有効期限2年から5年の『外国人就業証』手続を申請することができる。そのうち、外国籍高級管理人員および高級技術人員は、市人的資源社会保障局（市外国専門家局）に『外国専門家証』手続を申請することができる。

(三) 国内優秀人材の採用

人的資源主管部門および公安部門は、本部型機構が採用した外省市の従業員が行う『上海市居住証』手続に対して便宜を提供する。

本部型機構が採用した、条件に合致する外省市の優秀人材は、『上海市採用人材による当市常住戸籍手続試行弁法』に基づき、当市の戸籍手続を行うことができる。

四、 本補充規定は、印刷・配布の日より施行する。有効期限は、2017年6月30日までとする。

上海市商務委員会
上海市人的資源社会保障局
上海市公安局出入国管理局
上海出入国検査検疫局

(中国語原文)

**上海市商务委员会、上海市人力资源和社会保障局、
上海市公安局出入境管理局、上海出入境检验检疫局**

沪商外资〔2014〕348号

关于印发《关于鼓励跨国公司设立地区总部规定实施意见的补充规定》的函

各区县人民政府：

为了进一步扩大对外开放，完善总部经济发展环境，鼓励跨国公司在本市设立总部型机构，根据《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（沪府发〔2011〕98号）及《关于〈上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定〉的实施意见》（沪府办发〔2012〕51号）精神，我们制定了《关于鼓励跨国公司设立地区总部规定实施意见的补充规定》，现印发给你们，请遵照执行。

上海市商务委员会
上海市人力资源和社会保障局
上海市公安局出入境管理局
上海出入境检验检疫局

关于鼓励跨国公司设立地区总部规定实施意见的补充规定

为了进一步完善总部经济发展环境，鼓励跨国公司在本市设立总部型机构，集聚实体业务，拓展功能，现就2012年7月28日上海市人民政府办公厅发布的《关于〈上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定〉的实施意见》（沪府办发〔2012〕51号，以下简称实施意见）作如下补充规定：

一、 跨国公司总部型机构

本补充规定所指的跨国公司总部型机构（以下简称“总部型机构”）是指虽未达到跨国公司总部标准，但实际承担跨国公司在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等支持服务中多项职能，且同时满足下列条件的外商独资企业（含分支机构）：

- 1、跨国公司的资产总额不低于2亿美元，并在中国境内已投资设立不少于3家外商投资企业，其中至少1家注册在上海；
- 2、跨国公司区域业务总负责人及负责相应职能的高级管理人员长驻上海工作；
- 3、总部型机构经营场地面积达500平方米以上，且履行总部运营管理职能的员工达50名以上。

二、 总部型机构的认定与管理

（一） 管理部门

市商务委负责总部型机构的认定工作，并协调有关部门开展对总部型机构的管理和服务。

（二）申报材料

申请认定总部型机构，应当向市商务委提交下列材料：

- 1、公司法定代表人签署的申请书；
- 2、母公司法定代表人签署的总部型机构基本职能的授权文件；
- 3、公司的批准证书、营业执照及验资报告(均为复印件)。总部型机构为分支机构的，还需提供上海分公司营业执照（复印件）；
- 4、母公司近一年度审计报告；
- 5、母公司在中国境内所投资企业的批准证书及营业执照(均为复印件)；
- 6、母公司法定代表人签署的区域业务总负责人及主管运营的高管的任命书、简历及相应的身份证明和就业证明文件（身份证明为复印件）；
- 7、公司经营场地取得证明，自有房产需要提供房地产权证（复印件）。以租赁方式取得的，需提供租赁合同和出租方房地产权证（复印件）；
- 8、公司从事运营管理职能的员工名单；
- 9、法律、法规和规章要求提供的其他材料。

前款规定未列明提供复印件的，应当提供文件的正本。

（三）审核

市商务委将审核通过的公司列入“跨国公司总部型机构名单”，并定期反馈至市人力资源和社会保障局、市公安局出入境管理局、上海出入境检验检疫局。

市商务委负责对总部型机构进行复审，复审办法另行制定。

三、 鼓励政策

（一） 出入境

1. 临时入境

设在本市的总部型机构需要多次临时入境的外籍员工，可申请入境有效期不超过 1 年，停留期不超过 180 日的多次签证。

2. 长期居留

（1）总部型机构法定代表人（负责人）、总经理、副总经理、财务总监可办理有效期 5 年的外国人居留许可；部门经理可办理有效期 4 年的外国人居留许可；一般外籍员工可办理有效期 3 年的外国人居留许可。

总部型机构所属注册资本达到 300 万美元以上企业的法定代表人、总经理、副总经理、财务总监可办理有效期 5 年的外国人居留许可；部门经理可办理有效期 3 年的外国人居留许可。

(2) 上述外籍人员的外籍配偶、父母及不满 18 周岁的子女，可申请与上述人员相同期限的外国人居留许可。

3. 永久居留

总部型机构的法定代表人等高级管理人员，可按《外国人在中国永久居留审批管理办法》，优先推荐申办《外国人永久居留证》。

4. 海外人才居住证

被总部型机构聘用的具有本科及以上学历（学位）或者特殊才能的，在上海工作的入外籍的留学人员，持中国护照、拥有国外永久（长期）居留权且无中国户籍的留学人员和其他专业人才，香港、澳门特别行政区专业人才，台湾地区专业人才，外国专家及其他外国高层次人才及其配偶和未满 18 周岁或高中在读的子女等偕行人员，可优先申办《上海市海外人才居住证》。

5. 紧急情况下来沪

对总部型机构，可直接给予口岸签证商务备案单位资格。其邀请的临时来沪外籍人员如因紧急事由未及时在我驻外使领馆申办签证的，可按规定向市公安局出入境管理局口岸签证部门申请口岸签证。

6. 办理健康证明

出入境检验检疫部门为总部型机构法定代表人以及与总部职能相关的高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。

7. 赴香港、澳门

总部型机构的中国籍员工因商务需要赴香港、澳门的，经企业港澳商务备案，可申办《往来港澳通行证》及多次出入境有效的商务签注。

8. 赴台湾

总部型机构的中国籍员工因商务需要赴台湾的，如提供国务院台湾事务办公室签发的“赴台批件”或市政府台湾事务办公室签发的“立项批复”并提供有效的入台旅行证件，可按规定办理《大陆居民往来台湾通行证》及相关签注，并享受绿色通道服务。

9. 出国

总部型机构的中国籍员工因商务需要出国的，可按规定在本市申办护照，并享受绿色通道服务。

(二) 外籍人员就业许可

总部型机构的外籍人员在本市就业的，可按有关规定向市人力资源社会保障局申办有效期 2 年至 5 年的《外国人就业证》，其中，外籍高级管理人员和高级技术人员可向市人力资源社会保障局（市外国专家局）申办《外国专家证》。

(三) 国内优秀人才引进

人力资源主管部门和公安部门对总部型机构引进的外省市员工办理《上海市居住证》提供便

利。

总部型机构引进的符合条件的外省市优秀人才，可按《上海市引进人才申办本市常住户口试行办法》，办理本市户籍。

四、 本补充规定自印发之日起施行，有效期至 2017 年 6 月 30 日。

上海市商务委员会
上海市人力资源和社会保障局
上海市公安局出入境管理局
上海出入境检验检疫局